續詩會部類 六

須賀通舍之章

續哥合歌類卷之二十四

仙洞謌合　乾元二年四月九日　五十番

題

春風　夏雨

夕

作者

左

女房

前權中納言平朝臣經親

從二位藤原朝臣意行

秋露

冬雲

吉野弘隆藏書

續庫

散位藤原朝臣為相
右近衛權中將藤原朝臣俊憲
從一位藤原朝臣 教良女
藤大納言典侍
延政門院新大納言
永福門院小兵衛督
永福門院中將
右
前中納言藤原朝臣為憲
左近衛權中將藤原朝臣家親
永福門院内侍
右近衛權中將藤原朝臣範春
新宰相
前權大納言藤原朝臣家雅
入道前太政大臣
從三位源親子
前權中納言藤原朝臣俊光
九條左大臣女
講師
讀師

判者

衆議　隠作者各被判之
前中納言為兼卿　後日書判詞

一番　春風　女房

左勝

あすやかたみにおれるあめさのを
タ乃花よ風もあらなむ

右

さうしもの物やさくられ久もみて
なをちるましさむつき二月

前權中納言藤原朝臣為兼

さた令深草各可申甚雖之由
被仰下治承有感乱未發言于時を
自来歴下軍勢春之由有沙汰

一番　左　前権中納言朝忠卿
　　村上御時殿上詞合及左可勝之由申之仰
　　云々

二番
左持
　　前権中納言朝忠卿
　　をちかたのゆふきりにまがふらめ
　　今もさくらのさけるやまさと
右
　　左近衛権中将藤原朝家朝臣
　　ふるさとのはなのしらゆきふりにつつ
　　あるかなきかにみえしはつかな

三番
左勝
　　従二位藤原朝臣為家
　　ちりすぎてまたもみえぬをみよしのの
　　たかねにかかるはなのしらくも
右
　　永福門院内侍
　　ちりつもるけさこそみえめよしの山
　　花ふきおろすはるのあらしに

左方申云ちりすぎてまたもみえぬをみよしのの
右七ツ文字ニ而ハ不足ニ而ハ有間敷哉
三ツ文字ニ而ハ不足ニ而ハ有間敷哉
左勝ト被定候ハ如何
右
ちりつもるけさこそみえめよしの山
正ちりつもるけさこそみえめよしの山

右相扶居中云々右今先年為勅宣中
三位社十首小一くさ社乃下張てみて
亦小仰為くさ海小面気まさ迄
面方を小ト仰て先力務

四番　　敬信為家朝臣為相
左　　右勝
さそもくさ山のとうふれさくさ松をみ
小とうふきさくさ社をも

左近衛権中将為綱花春

明日香雨霞乃をちかたにうくひす
好乃さくさにうくひすをも
右為家朝臣為相朝臣
さくさ山とうふ小ハれうくひす
申之さくさ山乃さくさとを
けうふ小ハ殊為家朝臣松をも
凡情とうふるうくひす乃
持

五番
左持

右近衛権中将為綱後述

散しも花のあるにかきくれて
なきものとけさぞしられし

右

新宰相

かきくらしよさりをひかでぬるあめの
夜ぬかるみもれいる物
是ぬきて玉ぬく程の凡
ものとけきよりいとゞかなしみ
物思ふころさりいとゞ物
世にふるもながめもあるものを
いかなれやとて物思ふころ

六番

九

雲流る弟子をとゞめ
柳ふるさとをいでゝ

泥に住家羽白鷺良女

右俤

兼好

凡雅

なきあとの
毛ぬき雪ゆきやゆきゆきて
九雲ゆきとゞめて
てたゞ一人ゆかん

相撲長束之次第如右為後
七番　藤大納言典侍
左勝
梢よりうつろひそめたる紅葉葉の
山ふところの景色もゆかしき
右
まきもくの檜原の奥にしぐるなり
入道前左大臣
左之歌ちるさへ惜しき紅葉葉の
名所之景色風もうき物
右之歌ふかき山ふりて宮こやかくと
ちるきうき色をとりそへてしぐるる山の
まきもくの檜原なりけり
仍て勝と申
八番　廻政所新大納言
左勝
名ある木ずえの風にしたがひて
ちりそめしより秋ぞかなしき
右
花の映やまきにちるさくら

永福門院小宰相君

九番

左持

緑あさき花薄の

秋風にうちなびくこそ

右

永福門院中将

十番

左持

さそひ行花の匂ものこりなく

雪ふる山の春の夕暮

右

九條左大臣女

左右九柳風こそおそく櫻
なりそめをのくよそおひ
十一番　菱雨　曲房
左勝
みそのうへ沈のえだも
ふりかへりつゝ
右
秋ちくさ歌合れ程れいろきよう
ひさめふりてうそふきを
色のあや東山をれなるこそうら

さめうらくや作んとや作
すべて始末をよくしてかの
うへてをよくしてかの
十二番
左勝　経親卿
凡雅
あをやぎの糸程ながりあそばれて
彩乃あるふのうら風
右　家親朝臣
ひさ毛ものそみ乃これも
そのれをめうるやうあるか

十三番

左勝

[illegible]

右負

[illegible]

十四番

左

[illegible]

右勝

[illegible]

十五番
左勝

十七番
右

右衛
枝よりも先に
咲こまるるの
九月廿日の中の酉
雨のなかに物こそ秋はあはれなりけれ
雨ふるをきにありわく右衛門佐
てれかくすもの花也けり
十九番
左衛
一ともとりそへやくすまもる久もれ
小弁宰相

左衛門督
なをのをにいるなるかけ
右
ちらぬまの
みよりもそへし
なをのをにいるなるかけ
俊光卿
しく雪ゆゑ
廿番
左衛
をも雨ゆゑ久もれ
中将

右

左 杉

右

廿二番　　頭親仁

九松　　家親雅仁

右

廿六番
左勝
東をかち外郎分の松八ふはまつそ
ふれてもろもろさけものあさかり
右
家雅
廿七番
左持
おもてうらの梅の凡のまへ
ふれてそもろ
右
入道前左衛門督

秋はぎの
我ゐもとみ
あきかぜ
一日中之為
廿八番
左勝
ゆふ
秋もまた
右
秋ぎり
左勝
浪之白糸
右
萩之露
左勝
萩の露
右勝
玉ゐ
左
ぬれ
右勝
小雨
左
ぬれ
右勝
小雨
左
ぬれ
右勝
小雨

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右

[illegible]

[illegible]

[illegible]

玉泉
久日さすみの一つ
みこそ松つゆ
雪をまつのそよ
さよとて
そそのけ行
水八番
九
雪あまり
雲ゆうそ

新玉和云

左勝
星乃うけ雲
あすは冷ん風
雪ふそつ
まそ
中そ
水九番
九勝
雪さそふ
しそそ

延三位教子

小笠原佐

右

[illegible]　　仮名

四十番

花紙

[illegible]　　中将

[illegible]

右

九条左宮女

凡妙なる雪をさそひて

雪をわけなる冬の中ふれ

さやけく侍ほしよ

御名殿宮八條左

勝てさそふ谷ふかき

四十一番　典侍

九條

多くをおもんみて

[illegible]

右

為重仕

[illegible]
[illegible]
[illegible]

為相羽君

後為羽君

四十六番
左勝
[illegible]
右
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右

廿八番

九松

新六初云

廿九番

左勝

小兵衛督

一ふくにてもなをすゝまれやらん
さりともひきかへすこと言いみしく
右

今ゝゝゝふるにかくらんいつもれ
りゝゝゝゝゝれのゝ
たゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

俊光卿

ゝゝ右兵衛
各やてゝゝゝれ
ゝりゝ

五十番

左勝

中將

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一日内侍所

源氏奇合歌新巻之二十五

三十番奇合

乾元二年五月日

題

夏夜　絶戀　庭松

作者

左

女房

前大納言家雅

左中将　家親

九条左大臣女

右中将藤春

前中納言後光

右中弁俊兼

前大納言教良女

續庫

少兵衛督

右　中將

藤大納言昌待

前民部卿侍　前中納言為重

新宰相　永福門院内侍

前右兵衛督尉　前中納言経親

春宮權亮清雅　延政門院別火納言

講師　従三位親子

讀師

判者　為相卿

一番　夏夜　女房

左　九條

あをみなるうくひすこゑよ

まくら涼しなるくさ木の

右　藤大納言典侍

まちもつる聲とよ

くる夜なれ月すゑやまの

左　女房

九重の御よ安さもうくひすの

右　為相卿

古集の心も詞も及ばず一同申し右勝と

京之氣乃ゝ
仰もふたゝ
ゝ
二番
左勝
芳姫之紅羅の
あさ乃公井
右
月氣ハもゝ
ゝ
右勝
範春羽左
前中納言為重

右分析を
ゐるめりゝ老乃
ゐもゝに宜くきこゆるを
左負羅乃
すゑの秋も
經ハ少体之額也宜中仰角ゝ
三番
左勝
前大納言家雅
凡人をゝハゝ
雲ゐゝ氣ゝ
右

前民部卿藤行

獨以九爲特

冪番

九初

右

前仲納言後光

入番

九

おもふもあまき折ふしの
くもまより村雨過る

右衛

家親朝臣

新章相

くれ初る月まちいでゝあまの
おきつ舟木の間より玉ゝ

九番有明歌

九

右

家親朝臣

有明の月まちいでゝ
見る程に雲井の末も
晴渡る哉

後鳥羽院

六番

九

月さやかなるこよひにすらうて
三ゐのもり

右衛

前中納言経親

あけぬとや月もくもゐの
もりすらん

九番御製

ながめつゝ秋の中よりめぐりきて
猶すみまさる月の色哉

不論居住物之九ヶ條後
有雜收右屬勝
七番
左
風よなもく抔のあやめれそひて
納米添ものまゝ月
右勝
為相勤居
九条九大臣女
あけそる空き添きれて
納そくなれ物愛入ものこ
右八物句并三句面抔

詞有力雜收
左右大勝
抔不勝引
八番
左勝
おもしろき處八
かすの添ものまゝ
大
さ月つゝほさるゝ
るをゆくほと

前大納言教良女
光とゝそりて
ものなり月
延政門院判大納言
みくさ
こゝれさなと

[illegible]
[illegible]
[illegible]

申之右大弁宰相朝臣奉
勅宣旨参入仍召大納言
可令伝仰之由
十一日　癸亥　絶穀
左衛
右
中将
被之仍親王
以下
十二日
左
清雅朝臣

おりるのようにおりて
女房雑色実一文相伺う途同
かもと
十三番
左勝
契ちぎり世よあるそに
よこ我身といまいくん
右
うらもおもひつる
教良仁女
新大納言

太そ珍なるやうにおもひたま
のこる我身といこと
ふる色めく
左勝
十四番
右
九条左大将女
うらめなれ
ひし契よ
右勝
為相朝臣

十五番

右

侯爵羽倉

経親卿

十六番

右

家親羽倉

右
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右

[illegible]

わすれしと

[illegible]

[illegible]

十九番

左

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右

世阿弥作曲の侍
いうそつつもりの珎あつて
た寄衣裳をかいとりて
こゆるぎのさまなか
なき赤地の錦にて
も肝を鉢巻をきよ
そ仕ほそ衣女姫雛飾

物のごとく有明の気分
仕うそ

廿一番　二度松
たね

申つれ松よ吹立山、ふきつ
打つりぬ

右

女房

若大納言典侍
お琴のまもと打
申つれ松よ吹屋みち
打つりぬ

右

村雨の降ぬ間

を右又すてゝ 後作五
てゐるなさ れ給
廿二番
九ね 範長朝臣
あめのくもゐまてとゝく声の
松乃すゑとゝくしらるゝと
右 為兼卿
とゝくまてとゝくなかきあきの
夜すから名乃惜の秋

九ハ右ことやうにて
くさくされてくさ文れ神
まやとあるうきとして
ちよと大宮祝をみまくおもひ
おもひ給ふるまてやとあるて
又ねう定家卿
廿三番
九ね 家雅卿
これくなゆくとて逢坂の
いとゝおひつゝ松風ふく

右

行ちく行事
ふる川町あ
左守宮
ち私ら
ゆんと中
雞羽あ
ハまつ
定中辛
廿四番

兼行卿

九

雨てれ如精
ゆくまさん
右條

俊光卿

内侍

ゆきを
行瑞よさ
左守宮
句をう満
有其沙
とて句

雖中ら可
廿六番
九日
家親朋ら
君すめハ松ら延み
未之ゆくゆくハ松乃一ツも
右
新宰相
きくとも如中ら
行陽ら毛くく
右分又本部
同新の中雖

百詠や歌仙
無勝負
廿七番
左勝
遅々の一本乃松琴ゆく風み
いく村ありとをきくらん
右
為相朝臣
ゆくすゑまでとなりともろ房となる
打なおよぶ宮乃松、秋
左文心くもりさめとをきく

九条左大臣女

らんもうつり中納言
太奇例
物さを
物利
廿八番
左勝

教良卿女

定つ雨の
指てもきゝおふしの風
右
ほとゝぎすなきわたる
新大納言

九

少将雅通

左衛門督

清雅朝臣

入相ひくく宿そさしき

九

中将

[illegible]入相入[illegible]
[illegible]
[illegible]

續歌合部類卷之二十六

閑白家詩合　　貞治五年十二月十八日

題　　車中行事

作者　次第不同

女房（敎善光圀）　主人二条関白良基公

内大臣　二条殿御息師良公

前大納言　今小路良冬公　良基公伯父

入道大納言　松殿忠嗣公　法名觀意

二位中將　善成二品辻宮

勝西持五首一

勝一持四首一

勝一持三首一

勝二持二首一

勝三持二首一

續庫

新中納言 法泉為秀之 勝二持三員二
忠頼朝臣 鷹司中將 持二員一
殿中將 吓嗣朝臣 勝一持一員一
二条久内裏
家尹朝臣 月輪 持二員一
大藏卿 坊城長淑之 勝一持一員二
秀長朝臣 萱小納言 持二員一
為邦朝臣 久条左中將 勝二持一員一
為秀二子
宗時朝臣 兵庫助 勝二持一員一
兵部大輔ノ
嗣長朝臣 中務少輔大輔 員二
守長 冷泉宰醫師 持一員一

兼懸 縫殿助吉田神主 勝一員一
頓乗 春宮亮 持二
細川寺人之
頓阿 俗名秦尋 勝二持三員一
狂賢僧都 弘阿子母秦氏 勝一持二員一
宗信法眼 羽淵法眼 勝一員二
臭世 今川伊予守 勝四持二員一
蘊畏 武衛師冬入之 持二員二
僧宗久統紫僧 勝一持三
作者共三人
列者

新中納言為秀卿　加衆談判討

詞

女房書之　関白長基公

関白家詞合

一番

左四方拝（シハウハイ）　三月一日

女房持

[illegible]

[illegible]

右供屠蘇（トソ）白散（ビヤクサン）　元日

新中納言

[illegible]

別者新中納言藤原朝臣為秀申云々
[illegible]
き優美な[illegible]
[illegible]
こんと[illegible]
[illegible]
抑詠者光道[illegible]
[illegible]
[illegible]

二年壬寅多四門の御記を我らもとも監
觴をも見え皇極天皇四方を拝給ふ
四方を拝給ふ日本記あまた見ゆ
や始まへる大宝元年八月廿八日人康王
給ふを冥官を四方拝と云ふ今代を門
裏仏洞行政関白をものかうはさるもの
元暦文治もたゞ給ふをもまねぶ
ばかなくなりぬ日を定めつゝあり
年是本命星を祭り七夜にて唱西年又

りやう汰事三ヶ条改正され礼義乃ちとゝ
給ふ八判乃河北ふたの数と
て公務のかたもしりとあり童蒙のま
ちいとも心うきあり奴婢のこと
さしいさゝかの一ヶ条乃方
絆とよろこぶ天花四方てまりぬとゝる
と給ふをえ宣乃けまつるきの属星
とをあけたり四方山陵を拝給ふ年災
ゝもゝ賀祚をも祈やさゝもを給ふ
ゝの事ふつゝ末ゝをこゝを寛平

右屠蘇白散と云ふ乃ち八人こもを乃め八一
家ら病なし一家のこめもち一里に病の
とふそそうまき功能約もてし年先てめふ
清涼久もちきいしめも茶あとハれさるき
童安もち給ふも屠蘇小児ふりのむとふ
お文あれも出茶をもふなめさるもてきこし
めもりるさのもくくそれハ乃もあるなもち
屠蘇白散乃ま弘仁年中よりふ今日
それあり一ひ年あり茶よとふ小女のいまき嫁
せもりもちもめくくらまをりりゆ一献ふまら屠

藤七酒ふ入くく茶よ乃ましゆる振出り
入くく配膳ふ法ふ屠ら主上（なり一日ハ今住
二日ハ今住三日ハ今住乃役なりまち二献
り狩明白散をそし三献ふ度陣殺を
供ふ異朝乃事由そもりハ事記ら
屠蘇酒昔人吾草菴除久遺二里人茶会
定不出疫ふこ
二表
九小羽（こばね）拝元日取氷置酒杯名屠蘇飲

天よはまもるとも
[illegible]等之頭くし
大羽翼

雲井上よまきらめあけくもるし
年ふりしもしめなわ代のも

新中納言
右衛門督

右衛門督よ万歳をそふるものかな

つえをそふるまでとつくしたうまをそなをあふ
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

二位中将朋

九條時忠

初雪は降りつもりぬ
物ごとに
大江匡房

春をへてふりつもりぬる水は

乃ち八御馬八三七廿一疋なり〔一疋八三
天比人ようく〕寛平乃御記ゑ之
ゝり節会ハ
御覧ハれ式ハいつもの事なれバ
略ス
石見告朔ハ
百官の吏りを率て
のぞといふ列ありて論ハ
月ごとに朔を
子ハ此説ハ
つゞきハかりの文ゟ〔ゝ〕

ハ事ハ
ゟ〔ゝ〕ハ羊を引ゐたるい
ゟしハ羊乃事ハ告朔の条と
ゟ〔ゝ〕ハ羊をもり〔きゝ〕ま貢ゟ
ゟ羊のごまるハ作礼乃意
ゟ孔ハ
ハ事なり
ハ事ハ
ゟ孔ハ事ハ
ゟ孔ハ事ハ
ゟ孔

う常式ふかりめてて

七番

左少辨（三十二卅）位 三月八日陳年

為邦朝臣勝

其よあ（ありまし）ありまして

つそくそくをけをあくらし

右陳（ヂ）日（もり）

八洞こうきこうかわさもあくさめし

欠くくよあ（はくてきこゆも

新中納言

新中納言

八洞こうきこうかわさもあくさめし

欠くくよあ（はくてきこゆも

右陳（ヂ）日（もり）

つそくそくをけをあくらし

其よあ（ありまし）ありまして

為邦朝臣勝

三月八日陳年

左少辨（三十二卅）位

七番

う常式ふかりめてて

[illegible]
[illegible]
[illegible]

九曲なりくさしのまくら冠小納言ま
まそかさしにわりつかなり高中将なて
源氏かいつもおもしろめ事なり
浮舟を天武天皇白鳳二年丙月十四日
寮於人前とをそまりは事あり是や初
なり（き
九巻
九賭弓 弓月十八日
ありさう射ぬ
薗経勝

うりあるまくら
右内宴（ナイエン）

よるや今る狩の泉れそのまや
花もこゆきれをゆきなんとなれ

宗時羽左

別者中云右の内宴を狩泉苑にて
狩もてる事八さまを終めなるまでも
見月のりてあるまま八つねよ狩泉苑
ふくのを終まいあるうちよ内宴れ公卿し
うちぬ様よ終り

九月村々共はるさとりつきてうちあつ
なと云ふ頃迄ときよりきてうち入る
のみならず朝夕のはきうちなるよはきうち勝りうち
打賑ふ天皇村場殿よりうちこゝ
てうち沙汰する処仲春よりうちこゝ
礼記を修むる府の舎人ども村の男女
九月廿四日より近来たち九月廿
九日迄村々の男女参りて村の
頃ひとあまたなりぬ村
饗をかつてあるしと申す饗

元年二月より始まりて
事もいと大祀中祀小祀と事の一月の
祈事をも大祀をも三日先祓をも中
祀を一日先祓事をも小祀をもこの
まゝなるをいかゞ祀るべき右弁官
奏かた神宮以下二百三十二座乃祓と
まりて年災を祓ふまでゝ年よひ
のまゝと申弁官新嘗会を四ケ度共
新嘗会を四ケ度共に四ケ年条月次第
其外まゝ

天武天皇白雉二年二月よりはじまりて
のまゝなり

十一卷

左馬寮 秋月一日

をうま人のつかさ乃所をも
つかさどる扇乃風をも神はかりて
右秋野祭 四月上申日

二位中将

坂樹をも秋月まで
山人乃

のりなり屋
ありもの奈礼をハ員数ふ
みまんし礼ま
ろし免ろ文

十二番
左松尾（まつのを）祭

四月上申日

二番左松乃尾山礼ありしさ
いろもろ
右梅宮（むめのみや）祭

員当

午月上四日

神まつ午月の
梅乃宮ゐよ
左松尾右梅
ろ免いつま
かくきり
いろ女ま
ひて左
江梅氏の人

秀長羽江

幣（ぬさ）

拾遺の新八大室元年小泰の祝詞と云ふ
人もそくしく祈殿こうそくしけるとや
大云唯祈ける事なりとそ
まつりハ貞
物云ハ神ハ
そもろ氏の祖神なるへきまつり
和乃まつり
さその年小
十二番
九大神(ノホリノ)奈四月上卯日

宗信法服

まつり共神代やまつりなるも
れかとの神
石灌仏(ソヽグ)四月八日灌仏
新井御会勝

さきその年の卯月のまつり
成久しくまつれるさ
新井御云大化灌仏のこと
何のまつりと
申ハまつりと

灌佛ハ推古天皇
十三年
大賀茂(カモ)等初月四日
領所
乍(ナガラ)乍(ナガラ)乃(ノ)あひだも
乃(ノ)こか物のうきしつみ
右三枝(サエクサ)祭
入道右府を
詩の御前よ

十五番

左五日(ツカノセテヨ)之書　六月廿

経賢侍郎

六月廿日

右騎射　六月

廿房

射手人の菖蒲九

右ハあやめ池ゟ
まゆみを引やまと
しく候ハ勝
もたをたなす
ゟ
賜ゟ今ハ
候ハ二月
ま
ゟ
ゟ
ゟ

右賑給（しんきう）日月

副長朝臣

ゆきあをゝ民はれをまふとりさゝと

そゝこの乃やをうゝん

右家勝講の公ハ今ゝうゝうゝを

そゝこれ家なゝやゝさゝ汚るゝと

もゝをゝうゝまゝうゝて勝ゝうゝさ

ゝて判者やまゝ家勝講ハ一條院御所

ゝゝて清涼欠ゝて家勝主従ゝ講ゝ

ゝゝまゝうゝ後朱雀院御ゝや生ゝ御宝

ゝ道場ゝ現をさゝ也ゝゝ

ゝゝゝゝゝ四天王乃座

右賑給ゝゝ

ゝゝゝゝゝ厳重ゝゝゝ

ゝゝゝゝゝ民ゝ

ゝゝゝゝゝ京中ゝ除里ゝゝて

按非違使ゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

十七番

九獻醴酒（れいしゅ）　六月一日

幾よの世をそふる
まての醍醐河を
石設(ニイ)業日脇日

前大納言勝

六月のつこもり
をもちのあさ
新中納言を申
くらゐをの
給り右を施
のこと

守長羽を

寺のおさ
宮あたき
たいこさけ
にてうた
を嘗て帝
月海をま
神天皇の
大施業の
泉よ事を
泊りきり

式文は給るやうふ
氣味あるやとうた
河多くしも八日半来
住て河はゆるや七
にこをそまつ應
河ゆるしや
寺ゝ法師
ひしせてうた
給こ勞
をを大臣なと陣よまりて

右大祓六首

右廣瀬龍田祭七月廿日

百礼宮の乙女をまさきくと

吾月いきの玉ぬきの

吾月いきの玉ぬきの乙女らあさきをつひとも

事ふ二の神もと

右吾月乃玉ぬきの乙女らあさきをつひとも

事ふ二の神もと

右吾月乃玉ぬきの乙女らあさきをつひとも

事ふ二の神もと六月晦日乃事なり勝ふさ

と判ずるも

大祓とふ言葉ハ罪ハ一日乃

祓までかりそめに犯せる罪ハ一日乃

ありまりて祓をなすなり觸穢なども

ありて祭事をなさゞるをもなほさ

六月よりかきりて
太虚(おおぞら)に詠(よみ)ける
雲をなどおもふ心のはれぬれば
ながめもやらぬ秋の夕暮
年四月よりそしはゆるされ
さのを源起(げんき)をとりて
おくの七巻(ななまき)をつくりあらた
十九番

[illegible]
右九巻(ここのまき)奥(おく)七月七日
藏(おさ)めよもふかき秋の夜(よ)
なぐさめや秋の夜(よ)
太虚蘭盆(うらぼん) 七月十五日
前大納言
もろもろの円覚乃つるもろもろん
むまるるそふ七月
右奇藏(きぞう)なり
なりまぬ

[illegible]
右ハ其ニイ社ヨリ御幣ヲ立テ年穀ノ
[illegible]
[illegible]

奥書

右小野ニヨリ奈良八月四日

[illegible]
[illegible]

蔭昆

小野光雲ノ家ノ御筆ニ
右釋奠（セキテン）八月上丁

[illegible]
[illegible]

二位中將藤

[illegible]
[illegible]
[illegible]

御時ふりぬる文を孔子老子額田王
右歌冨士の山を詩をたくみて書秋三月八日
つゝ作りかなふ大空寒き海辺を
供奉をそのゝ詩をたくみて書秋三月八日
北孔冨そそまつりなる文武天皇大宝
元年二月かゝる詔をもつて
亜ふたん伯夷八官九徳なりめなる柳
下恵八官の和なるものなり伊尹八官の
仁なりのおりの孔子名官のはなりの
なりと作りかゝる一言を浮べる官人

そもそもも孔子老にけよそうしい
てありかゝる大官をなりハなしといつゝ
官の時と訓よいつゝ誠よそ冨ありた
りし作り

六二番

左 藏 人 八月

家平羽左持

きりせし八月のこゝをはつりく
そゝなるものいかりさ

右甲斐駒牽 八月十七日

供なとゝなり
右駒引の申楽岡稚仮の御牧の駒を八月
十七日より廿日まて大方都鄙一年より好
足曳こゝろよそまつる稚仮の御馬
八三十疋今日より稚仮の御馬
お渡ありて御覧ある也其日八天皇も殿ま
の和の面もてなしとて会ありまた事に候也
次三番
万定(ヤウチヤウ)秀(サウ)　八月十一日

かしこまりはべりぬ　綱長朝臣

さうりをとりてそゝぎ侍る

右武蔵野駒毫（こまのけ）　八月九五日

むさし野をまきてかへるこまのけを　頓阿勝

家ゝ武家の名ふかき秋哉

名こそもれもるくそ露もなかりけり

もるさまのみや北雅澄

もるさまのみや北雅澄

にうくわんも八首六位の加階をうけ

定申

名定考之ゝうハ勝ち（きたち）一月ノ一

人ゝ名簿ハ旧の歌をえらひて官爵と位

もなかや難波津をふこゝろもて

位記右拾勅をうけたまはりて官爵をも位

をかなり此人ゝ

とゝさまかゝさまなり文字ゝ空方ゝ書て位

とゝさまかゝさまは者位記にうけて

と定まき

[illegible]八月十四日八幡御神教を云の[illegible]
[illegible]の因縁[illegible]事ありきまして
[illegible][illegible]八生をもちいられ放
生[illegible]いとしさ[illegible]家勝を住長者の流水
[illegible]地奥の事[illegible]ちをもちて[illegible]
后[illegible]とせの[illegible]のけり叶のれちいを
[illegible]ありまもありや
右八月十四日信濃の勅旨なれ馬を
[illegible]もの御牧も叶門[illegible]ちや六十
[illegible]乃ち[illegible]大[illegible]貴子[illegible]用[illegible]

廿五番
右上野狛[illegible]

[illegible]定[illegible]事[illegible]て同[illegible]れ[illegible]事[illegible]
[illegible]ふ[illegible]を[illegible]分[illegible]
[illegible]

八月廿八日

宗信法服勝

上野[illegible]
[illegible]月[illegible]
右[illegible]沙讀[illegible]
[illegible]八月廿八日
[illegible]九月[illegible]

殿中将

[illegible]
右石塔田参ル九月七日

世房

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右重陽宴（ちようやうのえん）九月九日

菊花系（きくのはなかけ）にて三（み）くさ氷奥（ひおう）を召（めし）つゝ

今日（けふ）は猶（なほ）なかしそ菊（きく）の露（つゆ）もきせ綿（わた）つき

右 判詞（はんし）九月十一日

門左衛門 持長

七月（しちぐわつ）やそうめんたてゝ浪（なみ）の音（おと）

浪のそうめんたてゝ三つ使（つかひ）ありて直（ただ）ち

右重陽宴（ちようやうのえん）氷奥（ひおう）を給（たま）ふ事（こと）細（こまか）

[illegible]事（こと）[illegible]右（みぎ）をそうめんたてゝ波（なみ）の

音（おと）未練（みれん）の心（こゝろ）ゆけをそうめんたてゝ三つ使（つかひ）ありて直（ただ）ち

も六（むつ）ゝ給（たま）ふ勝劣（しようれつ）なし持（もち）よき

九月九日（くがつここのか）重陽（ちようやう）氏日（うぢにち）ゝ給（たま）ふ菊花宴（きくくわのえん）を

おこなはるゝ事（こと）なり重陽宴（ちようやうのえん）とも

九日重陽（くにちちようやう）の節（せち）なり

月（つき）もりの九日（ここのか）重陽（ちようやう）とや詩（し）なども

誰（たれ）も書（かき）そいつゝ面白（おもしろ）き事（こと）なり今日（けふ）辞（じ）を

ま氷奥（ひおう）と給（たま）ふ事（こと）共例（ともれい）あるべからんかな

十月（じふぐわつ）九旬（くじゆん）にて氷奥（ひおう）を給（たま）へ（きたり）と

書（かき）

[illegible]
九月十日判幣を神主に[illegible]
歸るそをまつるものなり
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegal]
[illegal]
[illegal]

三十番

乃右(ヨシノ)衛門督 十一月中申日

百とせの勢ひをそふる小田原を
なほなびかしし君が霜雪

右五(ゴセチ)首 十一月廿七日

兼懸勝

立ちうつせめ太鼓あまつ雲
月よみぬ雲のまもいかに

九百もの人のかずかず大将を
をめおめすてぬ武士(もののふ)の道

経賢僧都

他人のかずかず大将を
をめおめすてぬ武士の道

元永元年九月廿九日内大臣忠通家歌合 春日詣

永秉四年九月廿九日内大臣忠通家歌合 春日詣

詠人不知

約束は吉田祝ひ春日詣
九百余騎の御供なりけり

也条の武将なり

右京亮基房 清見原天皇芳野の吉

松も千代ふる神をかけこそ

九郎（二井ナメ）齋今年十一月中卯日

新齋やきのふのことのやうにおもふ秋なれどいつもくらたさめをけふりかなしくも

右豊明節会（トヨノアカリノセチエ）十一月

頓案ね

いつもくらたさめをけふりかなしくも

判者申もさらなり

右新齋今年ハ父の跡を弥々

毎のとふ新齋と云ふせ代この姫ふ大齋しまふ

四月より姫ふ父の跡を弥々

右豊明節会ハ十一月

そなたふもさらなり豊明節会

此名共下ようもう久ゝ清ゝ
の細工百番ゝ之ゝ
ゝ也

次二番

左賀茂陳(ヒネリ)ばし 十月下酉日 宗久勝

ちゝ婦ゝ之ゝ
神ゝ之ゝ
右 月次(ツキナミ)祭 六月十日 十二月十日 あゝ

宗時判

文化乙丑年ゝ
ゝ兼優ゝ

左山あゝ乃神ゝ
神ゝ幾ゝ
一人ゝ
ゝ八二度ゝ
もゝの外神ゝ
ゝきゝ
左賀茂陳ゝ
沒ゝ

右あの昔の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

奥書

右荷前之箱一方之事、
頁数まであるにより
かくの如く勝手
左伴久八十九月
あるに三世乃孫
此ほをまもり
三月よりも内
ある奥就のごろ

まあるにて、
よみをよむ
相梨之左右
ありて御酒
ありより相梨
右荷前之
帯帛をそ
おとなる事

奥書

左兵衛尉 三月晦

霜まく行の葉風とあるべきを
ちりて神いまだ
右遅開（おそざき）十二月九日
秀長朝臣
いまだ一枝
いろづくもあるを
先行の雪
と優に賞でたるを右大臣
と云ひ
つきよあるべきを
先行おもしろ
ものをそまるべき
先八年穂積
光源氏
右近衛
光源氏
行
秀長朝臣
移やまずん
三月九日
四大臣
の夫
年を
重ねて
のなごり
ふかく
ありて
別者
を
門
雪御覧
二月
度
八年中
疫気を
遂ひ
病を
遂て
ことも
ことなり
遂ず
殿上
侍臣
桃の
葬
の
に
ず
公

[illegible]寺長(ニル)御殿ニ

前大納言

[illegible]くもりなきえんのうちまで

かいそう珍重人のおもひ

大ぎ羽(ヲヒレ)扇ニ

家重羽ニ

[illegible]なみ春の風ものどかなる

[illegible]ても四季をなす人を立て

花撥炬

[illegible]のおもしろくうたひ

[illegible]ありさまなれば

氏乃末をかけてうたふ

雅意のごとく

[illegible]

花車のおもしろき

釵釜ニ湯

[illegible]

[illegible]典侍なり

[illegible]

大羽扇

[illegible]

[illegible]

右桐壷と申ハ阪景舎なり桐と申ハ
[illegible]ふる木桐壷と申ハ会ハ
し壷とハ[illegible]多人ハ雑舎なり申ハ
[illegible]ちいさき殿や

四十番

左勝 梨壷 [illegible]

[illegible]人のみ[illegible]
[illegible]ハゆ
[illegible]

頌栄

右宵藤壷 [illegible]

中房 勝

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九寄垂前栽立　　薗堅方

雪のふる夜の月ならねども
大学同藩立　　侄賢僧都

花なき春の梅ならねども
なつかしやせんれ
春をも深き夜半の雪前栽立
ふりつもる侵表かな

四十二番

ら垂こそ侵表なるうら白梅垂に凝
花なき春の梅をいこうてくこそ
の多くありしかども
大み雑色そ
ふりつもる孫て
よ侵表かな
むらくに雷鳴吐大将今下近来の陣将
警固して御門を守護しなりけり
雷鳴陣とぞ申ける
四十二番

大語書（おおかたりのふみ）

大花卿 勝

御ものゝ二年ばかり
閑をもとめ出（いで）
太行（たいこう）華（か）

五代（ごだい）にてうまぬ
日のうき天（てん）
大開日の語書

四十六番

天文(テンモン)参

かきりなく今宵の星を

大荒雨(オホアラメ)

あま雲もなき水をの

宗時朝臣

雨宗久

北郡をもって治めるべき
せ給ふ八幡もらくて
別当
天文参
宣旨を蒙て慶
は創
ついて参
八幡宮
執柄の人
天下
大納言
大将
平七番
雨止雨
領河
大
封事

四十八番

左恩赦

二位中将

えそのりそしはるあつをおもふそ

ほそあるそふるなそぬそそ

右牛車

忠頼朝臣

つきくそれつふうくの中北そ

うしし車そうはゆくそ第

左そそをゆりそ非常北赦の宣

よ叶てそそよ奥あるうし人くやまき大そ

ほそ多人の中北来と行羽そ経

左恩赦そふ因人の徴令よあるそとう

そして先をなり於そゆそも

まをそやこそ（き海なそ正徳

なそよもをこなそそ事つねの宣り

大赦そふよそ天下北室事をみて

能よそこそもし記書北於り

をそそ

よもいつるり

大年寺ゟ六宿老乃大臣たち陣中へ車
よろしくとて中礼ゟ公入玉ふ事也

四十九番

乃庚申

公てて行をやてて
あしかみ清やう
大奏慶

乃郭朝臣

入道大納言勝

つれやこ二代よ
まつそまを
たのさ古歌の
二代なこえ
えて勝よ
乃庚申北
のそをを
て祈ぬ
いもつ
大ハ異進

信仏

事を

ふ三尸よ
くる
事を
れて

別乃ゟ細ニ
五十番
左輦車（グルマ）

雲井ゟもさそふ
きさらぎの
大唐商客（こやうのあきんど）

為邦朝臣
女房

我国の長さを
とをくゝみぬ

左輦車君ゟ
侯ゟ
ゟをゝて

ドゝんしてゟ

左輦車ゟ
作ゟ車也
み出家ゟ
通ゟ
とゆゟれ
大唐商客

行の多ゟ
大ゟ年毎ゟ
ゟ
ゟ

百済の
可然ゟ

ハ論ゟ
興乃
ゟ

大内北門ゟ
相壺の
ゟ
ゟ

源氏ゟ
ゟ

北門図

讀哥合歌巻之二十七

内裏九十番御合

歌

寒月　浦雪　神祇

作者

九方

御製　法小松

崇賢門院

入道前太政大臣女

為定卿女

闍自追一位孫承胡庇 仲翩乞
入道為大政太臣 宣公冬乞 諡若崇忠
追一位行尤大臣孫承胡庇 良翩乞
大夫臣西二位藤承胡庇 乙行乞
征東大將軍追一位行拉大納言兼右近衛大將源朝臣乞後
沙汰常宣
西二位行拉大納乞兼尤近衛大將孫胡庇乞宣
西二位行拉大納乞兼承胡庇乞宣
西二位行拉大納乞兼承胡庇實俊
西二位行拉大納乞孫承胡庇忠宣

沙汰清廉
西二位行拉大納乞源朝臣通宣
從二位行拉大納乞兼承胡庇資發
從二位行拉非納乞兼承胡庇宗氏
沙汰常永
參儀西三位藤承胡庇隆重
沙汰宗像 像乙
西四位下行尤近衛拉中將兼承胡庇基親
西五位下行尤近衛拉少將兼承胡庇雅信
沙汰中極

小比叡祢宜祢敦滿亂
法勢寺大僧正法下大和尚位良意
東大僧正法下大和尚位等定
僧正法下大和尚位通易
僧正法下大和尚位滿濟
二男法親王永助
右方
准三宮
二男親王義仁
西二位行権大納言藤原朝臣實泰

従二位行権大納言兼皇太后宮大夫春宮大夫
春宮権大夫兼左近衛大将陸奥出羽按察使
西二位行権中納言兼春宮権大夫侍従
従二位源朝臣奠子
従四位下行右兵衛権佐兼播磨介藤原朝臣
參議従二位行治部卿兼安藝権守兼春宮権大夫侍

從二位行權中納言兼春宮大夫
參議從三位藤原朝臣滿ловし
從四位上行刑部卿兼春宮亮藤原朝臣乙麻呂
權中納言從二位兼春宮大夫藤原朝臣緒嗣
藏人頭正五位下行右近衛權中將兼春宮亮藤原朝臣家雄
侍從從五位下藤原朝臣貞成
從三位兼民部卿勳二等行侍從藤原朝臣諸人
侍從從五位下藤原朝臣冬嗣
權大僧都傳燈大法師位勞勳
權少僧都傳燈大法師位慶成
右辨官申請
可令從五位下行大判事兼勘解由次官兼備前介
兼美作守清原眞人夏野等為
侍從從五位下藤原朝臣貞嗣
從三位行中納言兼民部卿陸奧出羽按察使藤原朝臣緒嗣
從四位下行左大辨兼勘解由長官春宮亮藤原朝臣園人
從四位下行右大辨兼勘解由長官春宮亮藤原朝臣葛野麻呂
從四位下行左中辨兼式部大輔勘解由次官藤原朝臣内麻呂
從四位下行右中辨兼勘解由次官藤原朝臣藤嗣
從五位下行左少辨兼勘解由判官藤原朝臣貞嗣
從五位下行右少辨兼勘解由判官藤原朝臣貞嗣
從五位下行左大史兼勘解由主典惟宗朝臣直本
從五位下行右大史兼勘解由主典坂上大忌寸今雄
從五位下行左少史兼勘解由主典秦忌寸朝元
從五位下行右少史兼勘解由主典秦忌寸朝元
從五位下行左大史兼勘解由主典惟宗朝臣直本
從五位下行右大史兼勘解由主典坂上大忌寸今雄
從五位下行左少史兼勘解由主典秦忌寸朝元
從五位下行右少史兼勘解由主典秦忌寸朝元

一番　寒月　御製

九勝

雲れのこるまきの戸口に月乃風ともりふくもとをせ松の夜そら

右

清人

洗人のよるもまきれくるものは月のこりの袖ふるらん

二番

九勝

崇徳院

さ夢とやおもひなすらん夜もすから月をみてあかすこの里

義江親王

さ夢殿ひと夜のこのの衣乃上ひかりけるてこのの月ろ

三番

九勝

入道前太政大臣女

清見潟ふもとあまの釣舟も月ともりやあらわれぬらん

太

わくら葉乃月かのそらをまきて

太

もみぢ葉乃月をもまきて

九勝　為定卿女

やそれ川はやくるれ神かのうて　經定卿女

きものゑ兼れ

六

かりゆきハ空ふき風の色さえて

空ろの月

八番

九　　関白

雲井まてこゑかれる月をかきもの

兼ハ今のうつ小き雨ふる

右勝　前大納言公数

いほりや霧とは志り小をきうえく

おもひなやとうき月日をも那

六番

九持　入道前太政大臣

ひとり吹山ろ乃もきさえ

月ハ空ふまあしうる

六　　沙弥宗雅

氷りそとみるより空八月まえく
ありあけの月のもとなる
七番
九条
おほ
もみぢ葉をそ
ちらしけらし吉野山風
うちふきそめの巣守月
太
内大臣
さ雲りのよはのみ月をみなから
しぐれやすらふ
八番
右大臣
文月そなかばすぎぬるしるしとは秋をそうつす
ありあけの月
大迎中納言雅
九番
九条
おほ
さゆる夜の氷
大迎右衛門督義持

太
いまはもや　きみこそ　ましら　なれ
あきてむる　ものの　果ての
十番
左
ものの　ふの　やそ　うぢ　川の
あじろに　よる　なみも　さわ　ぐ　なり
右勝
もみぢ　ばの　ながれ　ざりせば　みなせ　川
あしろも　なにか　山の　にしき　なるべき

権大納言重光
十一番
左勝
山の　端も　なほ　あかなくに　ながめ　わび
あけ　ぬる　ものと　なに　なく　ちぎる　月かな
太
あさぼらけ　きぬ　ぎぬ　ばかり　おく　霜を
もみぢ　ばと　のみ　見る　ぞ　悲しき
十二番
左勝
ゆく　もの　の　なげき　とて　や　かささぎの
わたせる　橋に　おく　霜　の　白き
権大納言公宣

[illegible]
太
おもひ[illegible]
[illegible]
十三番
九
[illegible]
[illegible]
[illegible]
太 勝
[illegible]
[illegible]
[illegible]

持大納言家
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

九　勝

さゆる秋をあしの葉ごとにわけかねて
なのへの出る月乃うけ氣

太

秋ふかみ露もしぐれもとゞまらぬ
袂の外や雲の旅寐の

十九番

九　勝

秋ふかき
くもゐ行てさそふ秋
あはれ吹まく巣穴のこゑし

桂中納言家氏

秋ふかみ
家量朝臣

秋ふかき
袂の外や雲の旅寐の

秋深き
行永

二十番

九

久方の雲井小さくみえそこり
こゑうちそふる多世の月影

桂大納言為忠

太　勝

風さえ雲のこゑもとゞかぬ
こゑうちそふる多世の月影

桂大納言為忠

秋深き
行永

廿一番　　沙弥宗像

左　　新しき月をは神ぞ待ちいでし
　　いつもまことに神ぞ尊きものを

右　持　　指天僧都孝成

廿二番

左　持　　まことなき月のこころのうつろひに
　　なれぬべきかな世々てすまん

右　　基親朝臣

廿三番

左　持　　世の常ならぬ更科神ぞ尊きものを

右　　雅清

こゝろありかな世々の月のすみける

廿四番

右　　雅清

あけぬるか雲井のかりねなるうちに
　　なをさまてまします月の影

左　持　　法印定清

すゑの世の更科山ぞありやとく
　　雲井をてらす月てこそあれ

廿五番

左　　為兼

まもりてや神も照らさん久かたの
　　月のかつらの枝のしるしを

秋とをきゝ侍るを庵の月うす
艾四番
左
おもかげの雲ありそうな山の中迄
ひとり行そらくもよりの月うす
右
なみの音とをきこゝろさまよひて乗うと乃濱乃
庵のまさこのあとを乃月うを
艾五番
左
小比叡祢宜荘敦成歌

秋きぬと紀の国人の告ぐれども
をとにきりつるかなしき秋の松風
廿七番
たゝ 修
おもかげのうつるをみれば前大僧正慈圓
ありあけの月もかたぶく峯の松風
太
見るとなき風のたよりもなみだをもよほす秋のゆふぐれ
おりおりをしるべにこゆる旅人の
廿八番
たゝ 秀長
夕風の吹くにつけてもさびしきは
ふりすてがたき九重の庭

九 修
をちの浪風もおさまる御代なれや
秋の半ばの月ぞ清かる
太 修
風さむみ衣笠山の秋の夜に
名にしおふ月をも見るか影をやどして
廿九番
九 お
七種の
文机にかかる雪をはらひ捨て
月見るほどの窓をあけたり

太

豊光院

二条法親王家助

三十番

尼 お

太

三十一番　浦雪　御製

尼 お

太

三十二番

尼 お

雪にこそ紀ゆくうみ法の舟

右

義仁親王

雲うせてもれし光りの春風に
はるかの浦ぬれあまの袖

三十三番

九首

入道参改大臣女

志ら浪の寄せし紀吹こゆをたゆしてく
雪ぬうれうる春の夜

太

権大納言實永

物思ひてみ吉野の松にうれかる経

浦ふく風志ら雪ぬおさの音

三十四番

九首

為定卿女

ひのうらやらもまれ松小雨ぬ雪ぬ
清きれるとしいまそうしの

太

経定卿女

なみだうるほえうはあてて
雲にうつりのうらの雪

三十五番

九

閑白

あ程の風吹こそれ見えのきてそれ
雪にこきいはなことこれこそ今
太 俤 業平朝臣
三十六番
九 俤 入道前太政大臣
ふるさとはあれきのみこそうえしかはりそへて浦れもるゆき
太 俤 源宰相中将
雪ふかうふれぬあもる北しきや海
太 俤 源宰相
なる見えぬ浦なせめ行く吹しきて
ちりかひかすりあ雪乃あ雪分の
三十七番
九 俤 大伴黒主
十かあまりよ苑とみよとや和哥の浦乃
松ねこす雪かあれるもてゆき
太 俤 凡河内躬恒
あ雪て見は梅やさりもたまるけ
帝こみのうらの雪の東そのもる雪
三十八番

十九

和ぬのうらのみちさくあきのゝ
雪まちけるもるあるやうに

右大臣

太

吹風もおとせぬまでふる雪の
ものおもふそはるかなりける

三十九番

左持

雪ふれば冬ごもりせる浦のこも
雪ふそらもとめあさりのかよひち

右近中将二雅

右近大将義村

太

月前雪といふことを

権中納言為世

松風のふきて山おろす
雪そはらのこのうへもまかはぬ白雪

四十番

左持

風さむみみすの末こす月の光尽
雪そはらのこのうへもまかはぬ白雪

沙弥常宣

右

夕日さす山のさきより末もれそて
雪志ろうるふきの風

権大納言重光

罕一番
九條
吹まほる風にうつもれて春雪乃
やうそ消ぬのうらの松ちせ
太
志賀乃浦ちるみ紀ゝ
春りつむ雪もきえてこりうゝ
罕二番
九條
浦風乃なみとかうて春雪乃
こすゑそるくみ乃きり乃
太
未すゑまゝ法乃
春きまゝ浦乃雪乃
罕三番
九條
よ乃ゝ乃未乃
浦むのさし乃
太
なまほまゝ

九迫右衛門佐後
權大納言實秀卿
實秀卿後
權大納言宣

すろ小津の
罕て妻
た拍
姉うけの雪乃のうけおうかる
志ろへこれぬうた
右
雅波人さくやあけ史社宮ありさく
うろれぬへくくまれるちゆき
罕女妻
た拍

権大納言忠宣

紀伊清麻

お波人乃ち
神うち雪ハた
太

権大納言通宣

浦ちうくるの
雪ものやさと
罕六妻
た

権大納言通宣

志見よりの浦うをつたれく
雪うねむふまもうし海山
太拍

為盛朝臣

浦ふかさ
又ふかきかた
罕七番
た
なくそ
おもひ
雪そ
罕八番

権大納言資藤

権中納言経豊

た
紀
浦
罕九番
た
浦ふかく
罕

権中納言宗氏

家量卿

沙弥常永

太

あをまつ松よさのうるさ山乃くも雪よりもしもあさ乃もちたく

あ十番

た

乃くはの浦の浦ふ風われもはまゆふ乃いくゑ法もりもかとも雪

太 後

きく乃ふは雪よりあさ次ぢ浦やなとそもゆりもあそもしまやま

権大僧都覚易

沙弥祐信

春屋澄園

あ十一番

た

なにはかくはしとうたひとあさ

このはなふくはるの色ゆき

太 後

松もやう世のあとのそさし

あ十二番

た

きくの色乃あるひあてわけ浦乃

あをまつ松よさのうるさ山乃くも雪よりもしもあさ乃もちたく

基親朝臣

沙弥宗傑

権大僧都慶成

雪ふるゆふ

太 綿

志ゐたへのころもでさむしうたたねの

夏のまたけのりの雪のふるさと

平三嘉

九 拍

きえかてにみちもみえすふる雪に

雪し波とみるうらのせを

太

為頁

つるの糸八千歳ふる雪乃

雅清

沙弥中鑑

ふる浪やよせてかへるあまの袖

雪ましりかくれゆく志賀のうら也

太

沙弥釋念

春日山もとのみやのあけぼの

平三嘉

九

うちよせる松
雪小なる几帳
太 橘

津吉西浦

岸六番
九 村

兼夫俗正乃意

すみ井濱姫
をまねく松小枝
太

兼夫俗正義弁

あとつぎて
和哥乃うらそ
平七番
九 俗

兼夫俗正純

掛りそひくる乃雪物義をて
又ふりつもる松
太

武部左衛秀長

松小姫
雪そのそやと
平八番

九十九

よさのうみやくもゐにみえてかぜふきそむるあまのつりふね

雪とのみ花ちるさとの春風に

九十九

浦ちかくそでをかたしき旅ねしてなみのうへにもあかすころかな

卅九番

九十九

公経卿

まつかぜのおとこそたえねうらなれてなみのうへにもあかすころかな

俊成卿女

松ふくあらしのそでにしられつゝなみのうへにもあかすころかな

百

春雪乃法

あかつき雪のふりかはるらん

卒番

九十九

豊光卿

つもるともあらじ雑波とのみ

永助法親王

つもるかとみる雪のあさかの

堯仁法親王

百

雪ふりてしほやくけぶりたえだえに

雪のあしたの浦とかそうや

六十一番　神祇
　　たゝお
　　御製
葦原のくにゝかみそろましめそて
多川社乃神のうこと
　　太
いまはゝや乃ちよろつ代をいはふへき
多支百年八
六十二番
　　たゝお
君そまもらん
　　景樊門院
　　唯佑

なれとさよふる神やすもり
六十賀
左 扇
我さとの見わたすかぎりふく小神とおもひしも
ふもせなとなりやまもりん
太
もみぢ葉を打ちらすあらしなくてこそ
いく代庵なるらんすみよしの松
六十賀
左
閑白
絶宝女
みな宝女

六百年ありとそせおもりみさき
あらたなる神のまもりけれ
太 扇
かもやまの年乃わかちもちて
神とあらはれ乃はちまち
六十賀
左
東納言
八乃おとめ
おれとそ山もとせのちうとはちまち
もみぢうく見わたすかぎりふきみちふかせて
太 扇
沙弥宝雅

いくたの神ちはやふるみてのあれまもる
六十七番
た
八十島かけて神乃ますらをのみやけをまつる
そてうつきまもる
太 後
ちはやふる神乃みやけをまつる
六十八番
た 後
右左
ちはやふる神乃みやけをまつる
多武乃
太
おのつからなれとをとむるこゝろ
右遠村乙雄
六十九番
たね
多武乃峯神乃ちはやを見よりの
右近右義持
杉村たゝり乃ちはやふる神

太
松壽ともろ　　権中納言為平
神ハいくよっもりてきこえすむ
左衛門
た
やまもとに光をそへたる松のこえ
いはもるとてもとまるへきかな
太政
権大納言重光
あめつちの神もうけひきこえてあや
いまもて國のおさまれるしるし
沙弥常空
松
左衛門
た
松とても山かみのちとせをへて
いはもるとてもとまるへきかな
左衛門
た
太
山もりの神もうけひきこえてあや
まちもて國のおさまれるしるし
前大納言興言
左衛門
た
いはもるとてもとまるへきかな
権大納言公宣

[illegible]
[illegible]
[illegible]

権中納言宗氏
いまもさそふれのきくせ秋を
きみこそよ年ふりけれ玉くしげ
太
ちとせふるかこかさの数乃松のみそ
ふりてそれのみ秋乃くれを
年の暮
九
あまつ雲ひとつなはとそおもふくる
てる日のみそ月のうへの外
権中納言永
八百万代乃春をまつ鳥舞
八十妻
九
神とまつりこめてちとせ乃
いまもつもるふりし雪かな
太
神垣乃松の葉分乃月
権大僧都宗尊
海ならすもしほ乃煙立のぼり
多くの国おさまれる御代
太
かすそふる神乃
八百万代乃春をまつ鳥舞
八十妻
九
神とまつりこめてちとせ乃
いまもつもるふりし雪かな
太
神垣乃松の葉分乃月
権大僧都宗尊
海ならすもしほ乃煙立のぼり
多くの国おさまれる御代

八十一番

た

さきくあれこそ

てらそひうはの

太 伊

はるかすみたち

八十二番

た 伊

春くれて

春歌

権大納言慶成

山科家像

松のよろこひたち

太

ちもき葉して

今もかはらぬ

八十三番

た 伊

春歌

権大納言綱光

太

みちもなし

為兼

八十四番　沙弥中蔵

左侍

長月ばかりの
暗殿をうつしたるうそ

右

やまもとの石ゐ
山ともなれるちとせの
八十四番　沙弥釋念

左持

小比叡神宮祝部成綱

かきくらしなほふる雪を
三笠山ふもとの里の
右

住吉の神にぞ
まうでそいのるうきよ
八十五番　津守國清

左持

右

松ならぬ千代のみどり
君ぞみん
八十六番　藤原定家卿

左持

右

前右兵衛督藤

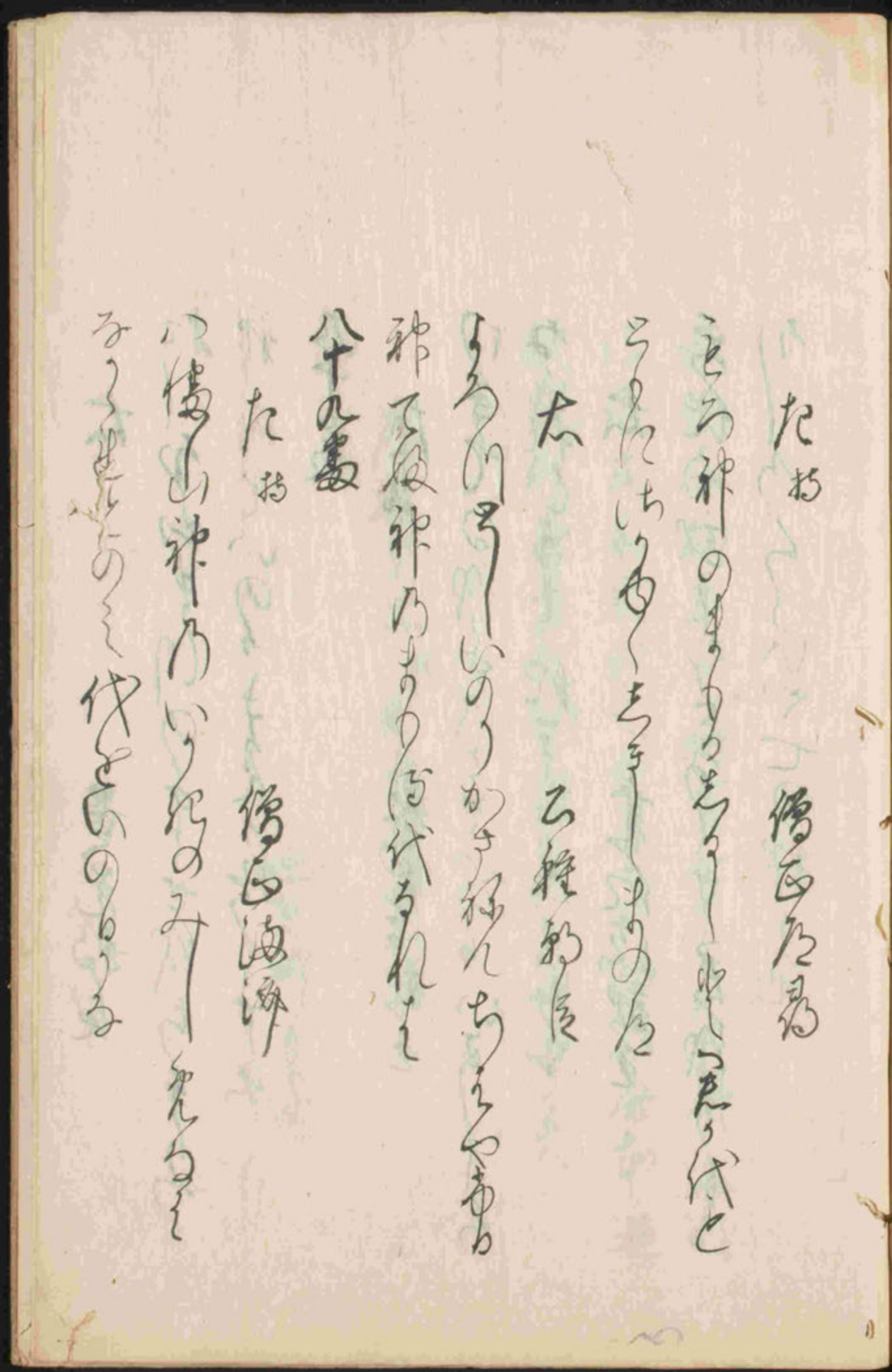

太夫
豊光勘定
村のものとせんかうて
神かそいのるまゝ打くすま
年齢
九絵
つまてる神のいろ
なれひそ
太夫
天地乃元初
りのくらいや七の神乃紀
永助法親王
寛仁法親王

這歌合初年之時書写し申帰洛之
好逑或而求如之而有之細沢抄申遍
献梶井宮着也仍銀夏之由再矣

慶長廿九甲辰孟秋中七日

也足軒素然

9
8
969
X011